

新旧対照表（2025年4月1日改定）

atone 加盟店規約

該当条項	変更前	変更後
前文	<p>この規約（以下「本規約」といいます。）は、物品又は役務等（以下「商品等」といいます。）の販売又は提供等（以下「販売等」といいます。）における決済等のサービスとして株式会社ネットプロテクションズ（以下「当社」といいます。）が提供する「atone」サービス（以下「atone」といいます。）を提供すること（以下「本サービス」といいます。）についての当社と加盟店（本規約を同意の上、第2条に基づき当社に対して加盟の申込みをし、当社がこれを承認した者をいいます。以下同じです。）の間の契約関係を規定するものです。</p>	<p>この規約（以下「本規約」といいます。）は、物品又は役務等（以下「商品等」といいます。）の販売又は提供等（以下「販売等」といいます。）において株式会社ネットプロテクションズ（以下「当社」といいます。）が提供する「atone」サービス（以下「atone」又は「本サービス」といいます。）の提供条件を規定するものです。</p>
第1条第1項	<p>本サービスは、加盟店が店舗又は当社所定の媒体（以下「利用媒体」といいます。）において利用者（当社所定の申込手続きを完了し、当社が承認した者をいいます。以下同じ。）に対して商品等の販売等をし、その代金の決済に atone が利用された際に、加盟店が当該利用者に対し取得する代金債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）を当社に当該代金債権の額面相当額で譲渡し、その譲渡代金を受領することをもって、当該代金債権に相当する金額を回収することができるものです。</p> <p>（ ①～③ 新設）</p>	<p>当社は、加盟店（本規約に同意の上、第2条に基づき当社に対して加盟の申込みをし、当社がこれを承認した者をいいます。以下同じです。）に対して、本規約（本規約と一体となる附属規約を含みます。以下同じです。）に従い、本サービスを提供し、もって加盟店における atone を利用するユーザーとの取引機会を提供します。</p> <p>①加盟店の店舗又は当社所定の媒体（以下「利用媒体」といいます。）における利用者（当社所定の申込手続きを完了し、当社が承認した者をいいます。以下同じです。）に対する売上代金の回収</p> <p>②加盟店の利用者に対する商品等の販売等に関する情報管理システムの提供</p> <p>③その他当社が随時指定する各種サービス</p>
第1条第2項	<p>（ 新設 ）</p>	<p>加盟店が利用者に対して商品等の販売等をし、その代金の決済に atone が利用された場合、当社は、加盟店が当該利用者に対し取得する代金債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）を当該代金債権の額面相当額で買い受け、譲りうけ、当社または当社が指定する者（以下「収納代行者」といいます。）を通じて利用者に対して代金の請求を行い、直接または第三者に委託して支払いを受けるものとします。</p>
第3条第4項	<p>加盟店は、当社が定める取引の限度額及び条件の範囲内において本サービスを利用することができるものとします。また、当社は、随時当該限度額及び条件を任意に変更することができるものとします。</p>	<p>加盟店は、当社が定める取引ごとの上限金額及び条件の範囲内において本サービスを利用することができるものとします。また、当社は、随時当該上限金額及び条件を任意に変更することができるものとします。</p>
第5条	<p>（ 柱書、①～②、⑤～⑥ 省略）</p> <p>③当社は、第6条に基づき、前号に基づき取引データを受領した取引について、利用者に対する atone 及び加盟店に対す</p>	<p>（ 柱書、①～②、⑤～⑥ 省略）</p> <p>③当社は、第6条に基づき、前号に基づき取引データを受領した取引について、利用者に対する atone 及び加盟店に対する本サー</p>

	<p>る本サービス提供の可否を判断し、その結果を当社所定の方法により利用者及び加盟店に対し通知するものとします。</p> <p>④前号において、当社が利用者及び加盟店に対し当該取引について本サービスの提供が可能であると通知した場合（当該取引について本サービスの提供が可能となったことを以下「<u>与信通過</u>」といいます。）、加盟店は、当該取引について売上を確定するとともに、当該確定した旨の当社所定の情報を、当社所定の時期までに、当社に対し当社所定の方法で送信する（以下「<u>売上確定報告</u>」といいます。）ものとします。</p>	<p>ビス提供の可否を判断し、その結果を当社所定の方法により利用者及び加盟店に対し通知するものとします（当該取引について本サービスの提供が可能となったことを以下「<u>与信通過</u>」といいます。）。</p> <p>④加盟店は、<u>与信通過した取引</u>について当社所定の時期までに、売上を確定するとともに、当該確定した旨の当社所定の情報を当社に対し当社所定の方法で送信する（以下「<u>売上確定報告</u>」といいます。）ものとします。</p>
第6条第1項	<p>（ 柱書、②～⑨省略 ）</p> <p>①本サービスの対象となる取引が第3条第5項に定める<u>限度額</u>を越えた場合（商品等の全額について本サービスの提供をいたしません。）</p>	<p>（ 柱書、②～⑨省略 ）</p> <p>①本サービスの対象となる取引が第3条第4項に定める<u>上限金額</u>を越えた場合（商品等の全額について本サービスの提供をいたしません。）</p>
第9条第1項	<p>加盟店は、当社に対し、利用者に対する譲渡対象債権を第5条第4号の<u>与信通過時</u>に譲渡するものとします。</p>	<p>加盟店は、当社に対し、利用者に対する譲渡対象債権を第5条第4号の<u>売上確定報告の日</u>に譲渡するものとします。</p>
第9条第3項	<p>当社は、加盟店に対して、譲渡対象債権の譲渡代金の支払その他本規約に基づく支払を行う場合、その時点で生じている加盟店の当社に対する一切の支払債務（次条に規定する利用料及び第12条第2項又は第3項に基づき譲渡対象債権の買戻しが実行された場合における譲渡代金を含みます。支払期限を問いません。）と相殺してその残金を支払うことができるものとします。また、当社が加盟店に対し前記の支払を行う場合に必要となる手数料等の費用は、加盟店の負担とし、相殺の充当の順位は、当社の指定するところによるものとします。</p>	<p>当社は、加盟店に対して、譲渡対象債権の譲渡代金の支払その他本規約に基づく支払を行う場合、その時点で生じている加盟店の当社に対する一切の支払債務（次条に規定する利用料及び第12条第2項又は第3項に基づき譲渡対象債権の買戻しが実行された場合における譲渡代金を含みます。支払期限を問いません。）と相殺してその残金を支払うことができるものとします（当社が加盟店に対し前記の支払を行う場合に必要となる手数料等の費用は、加盟店の負担とします。）。また、当社が相殺する際に当社が加盟店に対して負っている支払債務のうちどの債務を受働債権とするかの順位については、当社の指定するところによるものとします。</p>
第10条第1項	<p>（ 柱書 省略 ）</p> <p>①<u>決済手数料</u></p> <p>②<u>トランザクション費用（消費税別）</u></p> <p>③<u>請求手数料（消費税別）</u></p> <p>④<u>月額固定費（消費税別）</u></p> <p>⑤<u>その他の費用</u></p> <p>（ ⑥ 新設 ）</p>	<p>（ 柱書 省略 ）</p> <p>①<u>債権買取手数料</u></p> <p>②<u>システム利用料【変動】（消費税別）</u></p> <p>③<u>システム利用料【固定】（消費税別）</u></p> <p>④<u>成約サポート手数料（消費税別）</u></p> <p>⑤<u>トランザクション費用（消費税別）</u></p> <p>⑥<u>その他の費用</u></p>
第10条第2項	<p>第3条第8項に該当する事由が発生したときその他加盟店の財産状況や経済情勢等に鑑み利用料又はトランザクション費用その他の費用の変更が必要と当社が判断したときは、当社は、利用料の変更を行うことができるものとします。</p>	<p>第3条第8項に該当する事由が発生したときその他加盟店の財産状況や経済情勢等に鑑み利用料の変更が必要と当社が判断したときは、当社は、利用料の変更を行うことができるものとします。</p>
第10条第3項	<p>第5条第4号により売上確定報告が当社に伝達されたときに</p>	<p>債権買取手数料、システム利用料【変動】及び成約サポート手数</p>

	利用料の支払債務が生じるものとします。	料は、第5条第4号により売上確定報告が当社に伝達された日に発生するものとします。
第10条第4項	前項の規定にかかわらず、キャンセル（第12条に定義されます。以下同じです。）が発生した場合には、利用料の支払債務は発生しないものとして取扱います。この場合において、既に利用料が支払われているときには、当社は、加盟店に対し、キャンセルに係る利用料の相当額を返金します。ただし、トランザクション費用及び請求手数料についてはこの限りではありません。	トランザクション費用は、第5条第4号により売上確定報告が当社に伝達された日に発生するものとし、当社は、申込みのキャンセル（第12条に定義されます。以下同じです。）その他いかなる事由が生じた場合であっても、加盟店に対して返還しないものとします。
第10条第5項	（ 新設 ）	システム利用料【固定】は、本サービス提供契約の締結日から本サービス提供契約の終了する日までの期間、利用月数に応じて発生するものとし、当社は、申込みのキャンセルその他いかなる事由が生じた場合であっても、加盟店に対して返還しないものとします。
第11条第1項	（ 柱書、①～④、⑥～⑨ 省略 ） ⑤利用者が自己の電話番号等又はコード等の利用を否認し、代金又は代金相当額の支払を拒否したとき	（ 柱書、①～④、⑥～⑨ 省略 ） ⑤利用者が自己の携帯電話の電話番号等又はコード等の利用を否認し、代金又は代金相当額の支払を拒否したとき
第11条第3項	当社は、第1項により支払義務を負わない場合、又は既払いの譲渡代金の返還を受けた場合は、加盟店に対して直ちに譲渡対象債権を譲り渡すものとします。	当社は、第1項により支払義務を負わない場合、又は既払いの譲渡代金の返還を受けた場合であって、第12条第2項に基づき当社が加盟店に対して譲渡対象債権を額面相当額で買い戻すことを請求したときは、加盟店に対して直ちに譲渡対象債権を譲り渡すものとします。
第11条第4項	第1項第5号にかかわらず、当社が第5条第1号に基づき電話番号等により利用者についての本人認証を実施し、その結果として認証が成功した場合については、当社は、利用者が自己の電話番号等又はコード等の利用を否認し、代金又は代金相当額の支払を拒否したとしても、原則として譲渡対象債権に係る譲渡代金を支払うものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 ①理由の如何を問わず、当該譲渡対象債権の譲渡に関連して本規約への規違反がある場合 （ ② 省略 ）	第1項第5号にかかわらず、当社が第5条第1号に基づき携帯電話の電話番号等により利用者についての本人認証を実施し、その結果として認証が成功した場合については、当社は、利用者が自己の携帯電話の電話番号等又はコード等の利用を否認し、代金又は代金相当額の支払を拒否したとしても、原則として譲渡対象債権に係る譲渡代金を支払うものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。 ①理由の如何を問わず、当該譲渡対象債権の譲渡に関連して本規約の規定への違反がある場合 （ ② 省略 ）
第16条第1項	（ 柱書、①、③～⑬ 省略 ） ②当社又は第三者の他者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害するおそれのある行為	（ 柱書、①、③～⑬ 省略 ） ②当社又は第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害するおそれのある行為
第23条第3項	当社又は加盟店が第1項各号又は第2項各号のいずれか（ただし、当社については第1項各号の自由に限ります。）に該当したときは、当該当事者は、期限の利益を喪失し、何ら通	当社又は加盟店が第1項各号又は第2項各号のいずれか（ただし、当社については第1項各号の事由に限ります。）に該当したときは、当該当事者は、期限の利益を喪失し、何ら通知、催告な

	知、催告なく直ちに相手方に債務を履行しなければならないものとします。	く直ちに相手方に債務を履行しなければならないものとします。
--	------------------------------------	-------------------------------

atone ログインサービス利用特約

該当条項	変更前	変更後
第 9 条第 1 項	(柱書、① 省略) ②加盟店において第 10 条第 2 項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき	(柱書、① 省略) ②加盟店において第 11 条第 2 項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき
第 11 条第 2 項	(柱書、①～④、⑥ 省略) ⑤第 8 条の義務等を正当な理由なく怠った場合	(柱書、①～④、⑥ 省略) ⑤第 9 条の義務等を正当な理由なく怠った場合